

津波避難計画(案)の 策定について

1. 津波避難計画策定の経緯と目的(第1章)

1. 津波避難計画策定の経緯

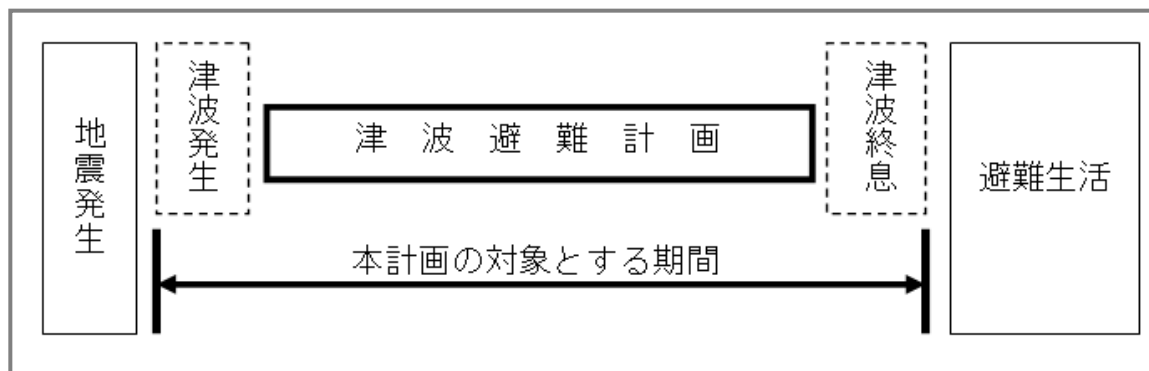
- 平成23年6月に津波対策の推進に関する法律が施行され、国民の迅速かつ適切な避難行動を確保するため津波避難計画を策定し、住民に周知することが市町村の努力義務として定められた。
- 本市は、住民の早期避難実現のため、平成23年8月以降に住民の皆様と協働で取り組んできた津波避難対策を基盤に、実効性の高い津波避難計画を策定

2. 本計画の目的

- 堺市地域防災計画に基づき、南海トラフの巨大地震の最大クラスの津波に備え、本市における津波避難対策の基本的な事項を定めるとともに、津波から市民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動の実施、並びに市民や各団体等の津波避難対策の指針として策定すること

3. 本計画が対象とする期間

- 地震・津波発生直後から津波が収束するまで



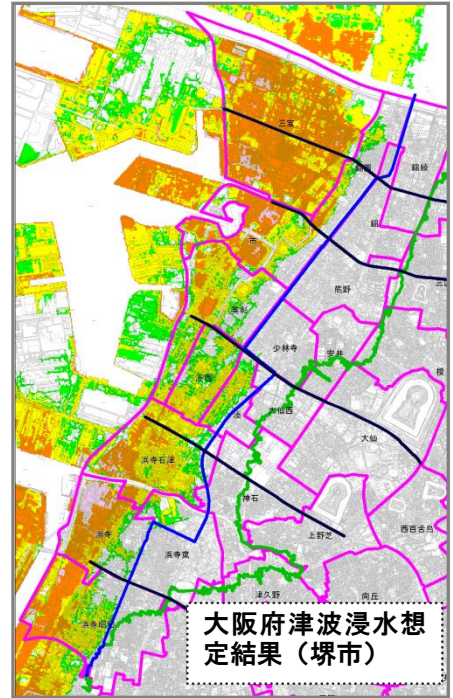
2. 最大クラスの津波浸水想定(第2章)

1. 大阪府津波浸水想定結果の公表

➤府は、揺れ・液状化による防潮堤や河川堤防の破堤・沈下、河川の津波溯上(さかのぼり)を考慮した**厳しい条件のもと津波シミュレーションを実施**し、平成25年8月に津波浸水想定結果を公表

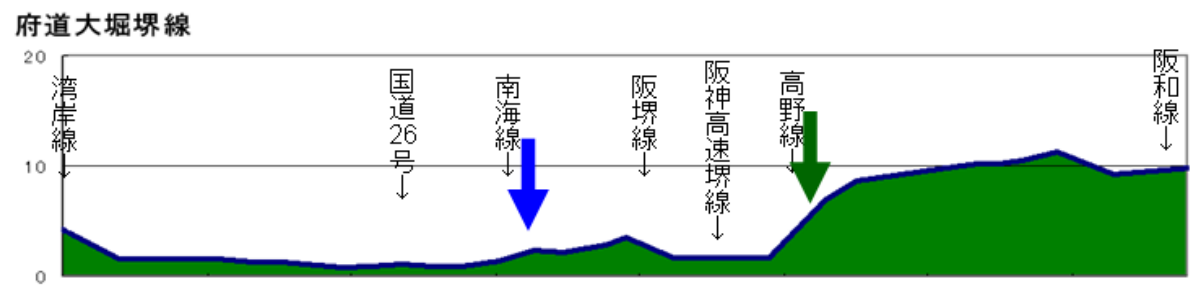
- 公表結果
- 津波高(津波水位)： 堺区 4.2m、西区 4.9m (最大)
- 津波浸水面積： 堺区 7.74 km²、西区 9.28 km²
- 津波到達時間： 堺区 110分、西区 101分

➤発表では、**自然現象で不確実性を伴うものであり、さらに想定を超える可能性**についても指摘されている



2. 本市の地形特性

➤本市の地形は、大阪府津波浸水想定区域よりも東側でも標高が低いところがあり、**標高が高くなる標高6.8m以上の高台がより安全**と言える



➡ 大阪府想定結果を考慮した津波避難対象地域

➡ 標高6.8m

3. 堺市の津波避難の基本方針(第3章)

1. 堺市の津波避難に関する基本方針

➢ 最大クラスの津波が発生した場合における、本市の津波避難に関する基本的な考え方を以下のとおり設定

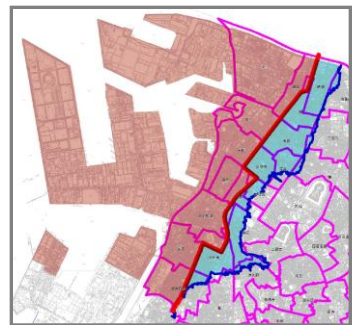
- ① 地震発生後、津波の第一波が到達するまでの約100分間にJR阪和線を目標に東の標高6.8mより高い高台(津波避難目標等)に徒歩で避難する。
- ② 災害時要援護者や避難が遅れた避難者は、緊急一時的に津波避難ビル等へ避難する。



2. 津波避難対象地域・津波注意地域の設定

➢ 津波避難に関する地域を以下のように設定

津波警報・大津波警報発表時直ちに避難する地域
 ⇒ 津波避難対象地域 (右図の赤色区域)
 大津波警報発表時直ちに避難できるよう準備し情報収集に努める地域
 ⇒ 津波注意地域 (右図の青色区域)



地域	対象
津波避難対象地域	三宝校区、市校区、英彰校区、湊西校区、錦西校区(一部)、錦校区(一部)、湊校区(一部)、大仙西校区(一部)、少林寺校区(一部)、神石校区(一部) 浜寺校区、浜寺石津校区(一部)、浜寺東校区(一部)、浜寺昭和校区(一部)
津波注意地域	錦綾校区、浅香山校区、三国丘校区、熊野校区、榎校区、安井校区、鳳校区、上野芝校区、津久野校区

- 幅員16m以上の道路等を「避難路」、避難路までに通る安全な道路を「避難経路」に設定
- 標高6.8mより高台にある公共施設等の建物や公園・道路等の屋外空間を「津波避難目標」に設定

4. 臨海部における対策(第4章) ・ 避難に関する情報発信と伝達(第5章)

1. 臨海部における対策

- 石油コンビナート等特別防災区域の津波対策については大阪府が中心となって実施しており、市は**大阪府と協力・連携しながら実効性のある避難対策の現実**に努める
- 臨海部には集客施設が存在するため、企業や事業者と連携しながら**津波避難場所を選定**

2. 避難に関する情報発信と伝達

- 市は、気象庁から大阪府沿岸部に津波警報・大津波警報が発表されたとき、若しくは、市長が必要と認めたときに、以下の地域へ**避難指示を発令**

津波警報・大津波警報を覚知したとき

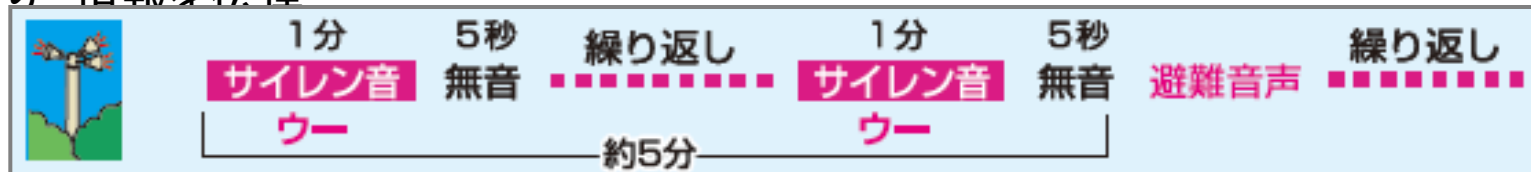
⇒津波避難対象地域に避難指示

大津波警報が発表され、想定を超える津波が確認されたとき

⇒津波避難対象地域および津波注意地域に避難指示

- 避難指示を行う場合、**防災スピーカー・モーターサイレン(屋外)の吹鳴、広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや緊急速報メールの配信、ツイッター等**によ

り 情報を伝達



5. 災害時要援護者の対策(第6章)

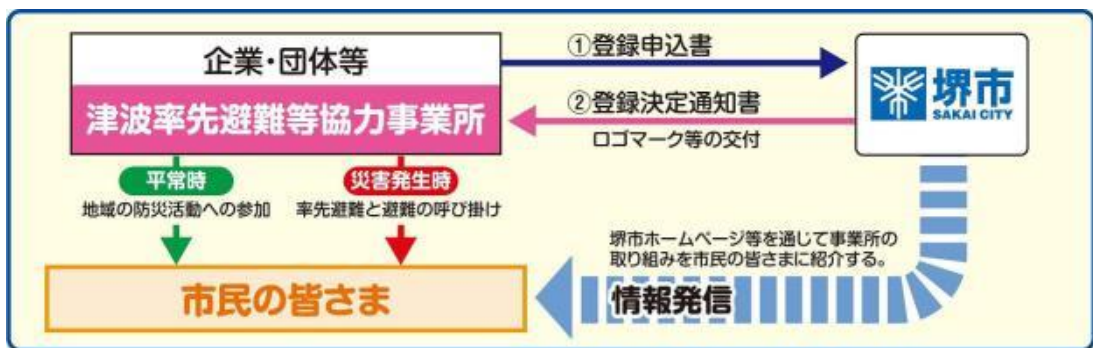
津波率先避難等協力事業所登録制度(第7章)

1. 災害時要援護者の対策

- 災害時要援護者に対する具体的な避難行動の支援等については、**地域の実情及び支援者の安全の視点も入れて、あらかじめ検討を行っておくことが重要**
- 地域での対象者把握の取り組み支援や、災害時要援護者に配慮した避難訓練の実施を通じて自主防災組織等の活動を活性化させ、**災害時要援護者支援を円滑に実施するためのネットワーク・体制づくりを促進**

2. 津波率先避難等協力事業所登録制度

- 津波避難対象地域及び津波注意地域内に所在する事業所を対象とした「**津波率先避難等協力事業所**」の登録制度を創設
- 事業所の従業員等が、発災直後に的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかけることにより、**より多くの市民の早期避難行動に繋げる制度**



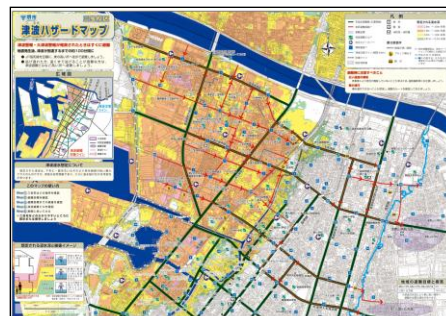
6. 市が取り組む防災啓発活動(第8章) 各校区における避難計画(第9章)

1. 市が取り組む防災啓発活動

➤市(区役所)では、住民等の防災意識向上を図るため、住民の皆様と協働で以下の啓発活動、訓練を実施

- ・ハザードマップの作成・活用・周知
- ・標高表示看板の設置
- ・出前講座等の開催や防災教育の実施
- ・津波防災訓練の実施

等



2. 各校区における避難計画

➤地域住民の皆様と共にワークショップを開催し、校区ごとに対象となる人口、避難経路や津波避難目標などを整理し、地域の実情に応じた校区ごとの津波避難のカルテを作成

◆作成校区

堺区：・三宝校区 ・錦西校区 ・市校区 ・英彰校区 ・湊西校区 ・湊校区
西区：・浜寺石津校区 ・浜寺校区 ・浜寺東校区 ・浜寺昭和校

◆記載内容

- ・校区概要：人口、避難目標までの距離、地盤高、浸水深
- ・市が指定する避難路
- ・基本的な避難方法：対象区域と避難経路、避難目標（距離、地盤高）

